平成２４年（フ）第１６８３号
横浜市中区根岸旭台62番地　根岸台ハイホーム221号室
債務者　唐澤　幸逸
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１１１号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅16―102号
債務者　金元大聖こと　金　　大聖
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６１号
横浜市金沢区六浦東１丁目22番25号
債務者　内田　俊雄
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３０６号
東京都豊島区駒込１丁目10―13―309
債務者　川村　広道
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３０号
東京都中野区沼袋３丁目11―７―201
債務者　多田　高雄
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県菊池市豊間230番地12　音光寺団地62棟５号
債務者　管　　純治
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
熊本県山鹿市鹿本町来民2320番地　鬼丸団地４―24
債務者　津留　一義
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋514番地
債務者　高江洲よし美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７８３号
東京都多摩市落合２丁目５番地の５プロスペアー多摩中央公園201
債務者　藤原　京子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５号
川崎市宮前区宮前平１丁目４番地10　ファーストハウス404、前住所神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目６番10号
破産者　後藤　貴志
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
奈良県北葛城郡河合町大字川合1146番地
破産者　山﨑　惠代
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
奈良県橿原市中曽司町419番地の５
破産者　佐野　義夫
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番33―２号
破産者　和田　作男
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
奈良県磯城郡川西町大字結崎655番地の２、前住所奈良県生駒市俵口町1200番地４　ロイヤル308
破産者　植村　芳樹
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
奈良県磯城郡川西町大字保田45番地
破産者　石田　有紀
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居852番地２　プルミエールＢ305、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢3920番地
破産者　矢島　　隆
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部